国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、全ての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ
■保険税について　税務課　内線１１９
■保険証や給付資格について　保険医療課　内線１５４

保険税は世帯主課税です

同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主となるため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（40～64歳の被保険者がいる場合）
所得割A	（総所得－33万円）×4.4%	（総所得－33万円）×２%	（総所得－33万円）×１%
資産割B	固定資産税額×15%	固定資産税額×12%	固定資産税額×２%
均等割C	被保険者の人数×26,000円	被保険者の人数×2,000円	被保険者の人数×7,000円
平等割D	30,000円	10,000円	6,000円
合計	A＋B＋C＋D（最大52万円）	A＋B＋C＋D（最大17万円）	A＋B＋C＋D（最大16万円）
年税額	医療分 ＋ 後期高齢者支援金分 ＋ 介護納付金分		

※ 総所得には譲渡所得（特別控除後）も含む。
※税額は、中途加入した場合は加入月から、中途離脱した場合（ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など）は離脱した月の前月までの月割支払い

税の軽減・減免制度

■軽減制度

前年所得が一定額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要です（扶養控除を受けている方、給与または年金などの資料が役場に届いている方は除く。）。

軽減の判定基準が変わりました

７割軽減	33万円
５割軽減	33万円＋**26万５千円**×（被保険者数＋旧国保被保険者数）
２割軽減	33万円＋**48万円**×（被保険者数＋旧国保被保険者数）

■減免制度

次の場合に減免が受けられることがあります。申請期限は、納期限の7日前です。

①生活保護を受けることになった
②災害により被害を受けた
③継続して6か月以上の入院療養が必要となった
④失業、事業の廃止などにより著しく所得の減収が見込まれることになった

※③、④は一定の所得基準あり

倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方（65歳未満の非自発的失業者）は、離職日の翌日が属する年度から翌年度末までの間は、前年所得のうち給与所得を7割軽減して計算します。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し手続きしてください。

納付方法

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納付してください。

■特別徴収

次の全てに該当する方は、原則年金から天引きされます（年6回偶数月）。

・世帯主が国民健康保険加入者
・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者
・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない方

期別	納期限
第1期	8月1日（月）
第2期	8月31日（水）
第3期	9月30日（金）
第4期	10月31日（月）
第5期	11月30日（水）
第6期	12月26日（月）
第7期	1月31日（火）
第8期	2月28日（火）

■介護保険分も同じ納付書で

国民健康保険に加入している40歳から64歳の方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方の介護保険料は、知多北部広域連合へ納付してください。

こんな給付がこんなときに受けられます

申請に必要なもの
領収書、印鑑、預金通帳（ゆうちょ銀行は支店番号記入済みのもの）、国民健康保険証

一部負担金の払い戻し

次の場合は、医療機関での支払いが全額自己負担金になりますが、申請すると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

①病などでやむを得ず国民健康保険証を使わずに治療を受けた**（領収書が必要）**

②医師が治療に必要と認めたコルセットなどの治療用装具の費用**（領収書と医師の証明書が必要）**

高額療養費の支給

医療費の自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合には、超えた額が支給されます。

世帯主へ診療月の約3か月後に案内ハガキを送付しますので、**領収書は大切に保管してください。**

主な支給基準

・70歳未満の方

同じ方が同月内に同医療機関に支払った自己負担額が左表の限度額を超えた場合に支給（同医療機関でも医科と歯科は別。入院と外来も別）

・70歳以上75歳未満の方

外来の場合は個人単位、入院の場合は世帯単位で計算し、左表の限度額を超えた場合に支給

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額
住民税課税世帯	901万円超	252,600円＋（医療費－842,000×１％）
	600万円超 901万円以下	167,400円＋（医療費－558,000×１％）
	210万円超 600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000×１％）
	210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯		35,400円

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来限度額	外来＋入院限度額
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋（267,000円×１％）
一　般		12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※所得の申告がないと、最も高い自己負担額を計算

葬祭費の支給

被保険者が死亡し、その葬祭を行った場合

支給額　５万円

出産育児一時金の支給

被保険者が出産した場合

支給額　42万円

直接支払制度

医療機関で「直接支払制度合意文書」を記入することで、出産費用の42万円までを東浦町から医療機関へ直接支払うことができます（医療機関に支払った分は出産育児一時金から差し引き）。出産費が42万円に満たなかった場合または直接支払制度を利用しなかった場合は申請してください**（出産費用明細書、領収書、直接支払制度に関する文書が必要）。**

食事代差額の支給

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されます。認定証を提示せず、本来支払う食事代以上の額を支払った場合は、差額を支給しますので申請してください**（領収書が必要）。**

国民健康保険の加入、喪失の届出は14日以内に

加入の届出が遅れても国民健康保険に入る資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。その間に病院などにかかった費用は、**全額自己負担**となります。また、会社などの保険証を取得した場合にも国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。いずれの場合も届出は14日以内にお願いします。

がん検診・人間ドック・健康づくり教室の費用助成

助成事業の種類		助成額	申し込み
町が実施するがん検診	集団検診 医療機関検診（胃）	自己負担額（無料）	保健センター　☎83－9677 必要なもの：国民健康保険証
「あいち健康プラザ」の健康教室（保健センターで受講料を支払うものに限る。）		受講料（助成後）の４分の１以内（20歳以上）	保健センター ☎83－9677
医療機関などが実施する人間ドックまたは脳ドック（国立長寿医療研究センターが実施する長寿ドックは除く。）		4,000円	保険医療課　内線１５４ 必要なもの：領収書、印鑑、預金通帳（ゆうちょ銀行は支店番号記入済のもの）、国民健康保険証

※各助成は、同一年度内１回に限る。